

薬局等構造設備規則（医療機器の販売業及び貸与業の営業所の構造設備）

1	採光、照明及び換気が適切であり、かつ、清潔であること。
2	常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
3	取扱品目を衛生的に、かつ、安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。